

令和6年度(2024年度)第5回熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会 議事録要旨

1 日 時 令和7年(2025年)3月14日(金)10時00分から12時00分まで

2 場 所 熊本市役所 4階 モニター室

3 出席者 環境影響評価技術指針等検討委員(6名)

篠原 亮太 委員

川越 保徳 委員

飯野 直子 委員

高宮 正之 委員

鳥居 修一 委員

井野 静 委員

※ 以下の委員はオンライン参加(3名)

張 代洲 委員

青木 智佐 委員

椋木 俊文 委員

事務局(6名)

戸澤 角充 環境推進部長

西岡 良樹 環境保全班 主査

安永 那月 環境保全班 主任技師

株式会社エイト日本技術開発

緒方 美治 環境政策課 副課長

入江 恭平 環境保全班 主任技師

田中 裕大 環境保全班 技師

4 欠席者 環境影響評価技術指針等検討委員(5名)

山内 勝也 委員

鄭 一止 委員

鶴嶋 俊彦 委員

笠原 玉青 委員

柳田 紀代子 委員

5 次第

(1) 開会

・事務局挨拶 ・配布資料の確認 ・定足数の確認

(2) 報告

第4回検討委員会のご意見及び対応について

(3) 議事

熊本市環境影響評価技術指針(案)について

(4) その他

(5) 閉会

6 配布資料

資料1	次第
資料2	委員名簿
資料3	座席表
資料4	第4回検討委員会のご意見及び対応について
資料5	熊本市環境影響評価技術指針(案)について
参考資料1	熊本市環境影響評価技術指針(条文案)
参考資料2	参考項目(別表第1から第33まで)
参考資料3	参考手法(別表第34から第66まで)

7 議事録(要旨)

○ 開 会

【事務局挨拶】

事務局 挨拶

【配布資料の確認】

事務局から説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会の組織及び運営に関する要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要であるが、本日は委員14名中9名の出席であるため、検討委員会開催の定足数を満たしていることを報告する。

○ 報 告

【第4回検討委員会のご意見及び対応について】

篠原会長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料4をもとに説明。

篠原会長 質問や意見があればお願いしたい。

井野委員 7ページのマトリクス表では、②環境要素の区分の中に動物、植物、生態系があって、これらは今その土地に存在していて、①影響要因として造成工事や工作物の設置工事、施設の供用によって影響を受けるため○が付いている。緑の量や質も、供用によって影響を受けるということで○を付ける予定なのだと思うが、どういう影響を受けるのか。それとも影響を受けるという意味ではな

く、緑化等によって緑を創ることを目的として○を付けているのか。

事務局 スライド6で「植物」と「緑」の違いをお示ししたが、「緑」では開発する地域の緑地がどう変化していくかも見ていく。消失する緑と創出する緑をどちらもアセスの中で見ることになる。さらに創出する緑については既存の環境との適合性についても確認する。

井野委員 緑が土地造成などで対象になると思うが、失われる緑に加えて創出する緑も考慮してマトリクス表では○がついているという認識で良いか。

事務局 ご認識のとおり。

井野委員 次に別表のマトリクス表について、造成事業等に緑が追加されているが、別表51土地区画整理事業の参考手法の表において、緑の量と質の予測手法では、現地調査結果及び事業計画を踏まえた緑被率の算定に続いて、フォトモンタージュ法等を用いた緑視率の算定とある。現存植生については眺望の良いところから写真を撮れば良いと思うが、事業計画を踏まえた緑視率についてはアセスの段階で細かい配置は決まっておらず難しいのではないか。イメージ図が限界ではないか。

事務局 基本的には景観の予測と同じく、土地区画整理事業であっても建物の用途はある程度決まっており、計画がなされる。イメージではあるが代表的な視点場から見た緑視率の変化を予測する。しかし、不確実性が高い場合は事後調査で確認する必要がある。景観も予測の段階ではどういう配色になるかわからないので複数パターンで予測し、さらに検討を進めながら、事後調査で確認をするということがある。

井野委員 景観は眺望点があり、人工物ができることによるイメージをシミュレーションしやすいが、緑視率については人工物から見たときの色味が基本は緑色から緑色となるため変化はわかりづらい。予測するときには目標を設定して、例えば緑視率が20%となるように計画するなど具体的に緑化計画を作成して、事後調査で確認し、緑化が足りなければもう少し植えるなど、そのような流れになると認識したが間違いないか。

事務局 ご認識のとおり。

篠原会長 実際には完成したものが計画とは乖離する可能性があり、それをどう評価するか。より具体的にした方が良いと思うが、フォトモンタージュ以外にシミュレーションするソフト等はあるのか。

事務局 3Dで知見を考慮して配置するようなプログラムがある。3Dモデルを作成して複数の視点場から確認できるソフトが汎用で存在する。

篠原会長 緑に注力した景観は私自身も経験がないため、実際に審査するときには心配ではある。参考手法をより詳しくすることは可能か。

事務局 参考手法はあくまで調査、予測の手法を例示したものであり、ここではフォトモンタージュ法を一例として挙げているが、実際には事業者が自ら手法を選択することになる。

篠原会長 理解した。

飯野委員 事務局から不確実性が大きいという説明があったが、近年は気候変動の影響で、最善を尽くして予測をしても植物が想定どおり成長するかはわからない。そこで事後調査を行って確実により良い環境が担保されるような仕組みにすることが重要だと考える。

事務局 事後調査で把握できるよう取り組んでまいる。

張委員 12ページの緑の量の評価手法について、緑化面積や緑被率の基準が示されているが、新しい事業の計画段階でこの基準を満たさない場合は、行政として指導するのか。

事務局 他部署で定めている基準であるため、担当部署に確認しご連絡する。

川越委員 別表で緑が入っている事業と入っていない事業の違いは何か。工場・事業場や造成事業では対象となり、下水道終末処理場やごみ焼却場では対象とならないのはなぜか。

事務局 前回の検討委員会で説明したが、参考項目に設定すると事業者は原則として必ず当該項目の調査が必要になるため、負担が大きくなる。本市は「森の都くまもと」の復活と定着を最上位計画で掲げているため、都市部等生活環境に近い場所で想定される事業を対象に緑を設定している。

川越委員 人里から離れて行われる事業には入れないということか。

事務局 事業種として参考項目に設定していない場合であっても、個別の事業毎に判断し、参考項目に設定することは考えられる。

川越委員 緑の質について、14ページでポジティブアセスメントはプラス α の評価という表現があるが、これはどういうことか。

事務局 緑の質については、植栽予定種の環境適合性を見ることが基本となるが、プラス α の評価とし

て14ページの表で示している緑の持つ多面的な機能や役割にも着目して評価を行う。これらについても評価することでより良い事業計画となるよう促すことができると考えている。

川越委員 その「評価」とはどのように行うのか。プラス α というのは、緑の量が所定の面積を下回っているが、緑の質でプラス α があるから問題ない等を想定しているのか。100点が105点になる、若しくは95点が100点になる等あるのか。

事務局 基本的にはアセス制度では環境に負の影響があるものを回避・低減するが、プラス α の評価では、負の影響のみならず、良い取組をする場合に追加で評価するものである。100点満点での評価に変わらないが、別の観点から加点するイメージである。

篠原会長 アセスはこれを審査で通すかどうかで、マイナスの事業計画をプラス α により、審査を通すかのような説明に聞こえるのはよろしくない。そういう意味でなくともそう捉えてしまう「プラス α 」という表現は避けるべき。このポジティブアセスがなんの役に立つのか、ただ褒めてあげるだけなのか、その辺りの説明が必要である。

事務局 アセスはネガティブチェックのイメージが強いが、最近の自治体ではネガティブチェック以外でも評価している事例があることが発端である。この資料では緑の質を事例で挙げているが、基本的に緑被率や環境適合性等でチェックをすることに加えて、事業者が緑の効果等について事業計画に記載した場合に、別の観点から評価することになるということでプラス α と表現した。今までのネガティブチェックに加えて少しでも良いところは評価することで、新たな事業が行われる場合により良い事業を促す契機となり、その結果として環境の好循環が生まれると考えている。100点や105点とは違う考え方である。

篠原会長 ポジティブアセスメントは具体的にどう位置付けるか。

戸澤部長 この内容は、次の資料5のイメージ図を見ながら説明した方がわかりやすいと思うので、その際に説明させていただきたい。

鳥居委員 14ページでプラス α の評価の例が示されているが、屋上緑化は気温上昇緩和につながることや適切な樹種を選択することは当然であり、これらをポジティブに評価するということがどうしてここだけ特化するのか疑問である。また、「回復等(任意)は環境へのプラス面として評価する」や「事業者負担が必ずしも課題になるものではない」との記載があるが、事業者は基準を満たせばそれで良いので、いかに低コストでやるのかという視点であるから、プラス α のことを事業者が一生懸命やるとは思えない。

篠原会長 ポジティブアセスをどう位置付けるかは先に説明いただきたい。

事務局 資料5の6～8ページを説明。

川越委員 良いことだと思うが、事業者に何の得があるか。

事務局 アセスの手続では、基本的には事業計画を市民の方々に一定期間公表し、意見を踏まえながら環境影響の回避・低減を検討していくものであるが、事業者が環境に良い面も事業計画に書き込むことでより良い事業であることをアピールする機会になると考えている。

高宮委員 13ページの緑の質の評価について、どういう樹種を植えるかについて、可能な限り自生種という記載を入れることはできないか。自生種のみでは難しいと思うが、促すような文言を明記いただきたい。

事務局 事業計画が出てきたときに事業者に検討をお願いすることになるものとする。

高宮委員 明記してあると安心できる。

篠原会長 一言入れることについてはやがさかでないと考えるがどうか。

事務局 評価の基準や手法は事業者が検討し、その後、審査会において審議が行われる。この審査会の段階で事業に応じて意見を付すことが適当であるとする。

棕木委員 ポジティブアセスメントの他の自治体での成功例や課題の確認をしているか。

事務局 ポジティブアセスメントの成功事例としては、例えば廃棄物焼却施設からの温室効果ガスやその他屋上緑化の事例があった。こういった取組に対して審査会が評価している事例である。

棕木委員 それは好事例についてだと思うが、課題についてはどう整理しているか。

事務局 ポジティブアセスメントでは、環境に良い影響を評価するものの、その具体的な基準を定めることが難しいことは各自治体の共通の課題であった。しかし、そのような中でも例えば生物多様性に資する緑化を評価するなど、環境により良い影響に対して評価している。

鳥居委員 事例として紹介されたごみ焼却施設の温室効果ガスの事例についてだが、熊本市・熊本県の環境工場は要求水準書に対し、数社が手を挙げて例えばCO₂の排出についてどの程度になるか、

要求の1/2や1/3程度の排出量になるよう競争をして建てている。そのため、一概に成功事例として挙げるのはそぐわない。

事務局 日本環境アセスメント協会が全国の評価書からポジティブな評価が行われた事業を取りまとめており、その中から事例としてご紹介させていただいた。廃棄物処理施設のリプレイスにあたって「最新技術を導入することで、現状施設よりも大気汚染物質や温室効果ガスの低減が認められる」といった評価についてポジティブアセスメントの事例として紹介されていた。

篠原会長 資料4について、他に質問がある場合は別途事務局にご連絡いただき、事務局から全委員に共有いただきたい。

○ 議 事

【熊本市環境影響評価技術指針(案)について】

篠原会長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料5をもとに説明。

篠原会長 意見があればお願いしたい。

井野委員 3ページに「環境影響評価や事後調査等の具体的な方法」を定めると記載があるが、事後調査についても別表の参考手法のように具体的な方法を記載するのか。

事務局 事後調査では、事業者が工事中や供用開始後に環境影響が不確実である事項などについて自ら整理して必要な範囲内で調査を行うこととなるため、具体的な方法などは定めない。この3ページに記載している文言は、技術指針の第5章第26条の「事後調査の項目及び手法の選定」に関する事項を指している。

川越委員 5ページに手続について記載があるが、本来であれば、スクリーニング手続は第2章の配慮書手続の後に入るということで良いか。時系列としては第6章が第2章と第3章の間に入って、スクリーニング手続でアセスが必要となれば、第3章以降の手続が必要で、事後調査はいずれも必要となるという理解で良いか。

事務局 ご認識のとおり。

川越委員 スクリーニング手続の判定基準については技術指針に定めるものではないということ良かったか。

事務局 環境影響評価条例施行規則の中で定める。

川越委員 判定する段階では技術指針の内容は反映されないということか。事業者はスクリーニングの判定について考えたとき、もっと具体的な内容のために技術指針は確認しなくて良いか。

事務局 判定基準を施行規則で定めて、判定を受ける上で必要な手続の部分を技術指針で定めるため、どちらかのみで良いということではない。

張委員 スクリーニング手続によりアセス不要という判定をした場合でも、すべての事業者に事後調査を求めることになるのか。

事務局 求めることになる。

張委員 アセス不要となったにも関わらず、すべての事業者に事後調査を求めるとなると負担が大きくなるか。

事務局 配慮書手続では、文献調査等により比較的簡易的に環境影響を調査、予測、評価するものであるため、その結果が適当であるかどうかは事後調査を求めることで担保することとしている。

鳥居委員 15ページの参考手法の表に流体数値シミュレーションによる方法等の記載があるが、この解析は誰がするのか。

事務局 アセスは事業者が実施するが、実際には委託を受けた専門のコンサル等が行う。

鳥居委員 19ページにごみ焼却施設の参考手法に水銀を追加するという記載があるが、ごみ焼却施設は環境工場を指すのか。

事務局 一般的には環境工場を指すが、条例では廃棄物処理施設、廃棄物焼却施設という表現を使っているため、このような記載をしている。

鳥居委員 水銀については要求水準書に入っているのになぜアセスで規定するのか。

事務局 水銀について規定がなくても調査するのは当然だが、調査しなくてはならない項目であるものの県条例には規定されていないという状況であるため、市の条例では追加する。新たに技術指針を策定する上で、明記したいという主旨である。

鳥居委員 20ページで定量的な把握を努力義務とするという記載があるが、努力義務を事業者は実施してくれるのか。

事務局 明らかに定量的に把握できる内容は定量的に把握を求めるが、ソフト的な環境保全措置の場合には定量的把握ができないものもあるため努力義務とする。

張委員 20ページの第23条の文章は、「可能な限り定量的な把握に努めるものとする」では「可能な限り」が曖昧なので消してはどうか。

事務局 予測の手法の条文でも「可能な限り」としているので、同様の文言で整理している。

張委員 承知した。

篠原会長 新たに意見がある場合は事務局に個別に連絡いただきたい。この技術指針案は環境影響審査会で意見をいただくことになるが、その際に修正することはできるか。

事務局 条例の規定により技術指針を制定するにあたり審査会の意見を聴くことになっているため、審査会から意見としていただくことになれば修正をすることになる。

篠原会長 小さな文言修正や配置を変える等であれば審査会でもできるということで整理したい。

○ その他

事務局 熊本市環境影響評価審査会設置について説明。

○ 閉 会

事務局 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。これをもって令和6年度第5回検討委員会を閉会する。